

行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 様

農林水産大臣 坂本 哲志

令和6年4月26日付け（4月26日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしたので通知します。

記

- 1 請求のあった行政文書の名称等  
特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案〔令和6年〕御説明資料

具体的な開示する行政文書：  
特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案説明資料

- 2 不開示とした部分とその理由  
なし

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- 3 開示の実施の方法等  
(1) 開示の実施の方法等 \* 同封の説明事項をお読みください。

開示請求書において希望された開示の実施方法により、開示の実施を受けられますが、開示請求書に希望する開示の実施方法を記入されなかった場合も含め、下表に記載した方法により開示を受けられます。  
なお、一つの行政文書に複数の種類がある場合は、文書ごとに異なる開示の実施方法も選択できます。

・開示の実施方法別の開示実施手数料算定例（太枠の中の金額が負担額になります。）  
<電磁的記録媒体の行政文書>

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について 開示の実施を受けた場合の 基本額	行政文書全体について開示 の実施を受けた場合の開示 実施手数料 (基本額-300円)
PDF 17ファイル (54枚 うち、カラー14枚)	①用紙に出力したものの閲覧	100枚までごとにつき 200円	200円	0円
	②用紙に出力したものの交付	白黒で出力 1枚につき10円 (カラーページを含む場合も全て白黒で出力)	540円(注)	240円
		カラーページはカラーで出力 1枚につき20円 (白黒ページを含む場合、白黒ページは1枚につき10円)	680円(注)	380円
	③電磁的記録をCD-Rに 複写したものの交付	CD-R1枚につき 100円に、電磁的記録 1ファイルごとに 210円を加えた額	310円(注)	10円
④電磁的記録をDVD-R に複写したものの交付	DVD-R1枚につき 120円に、電磁的記録 1ファイルごとに 210円を加えた額	330円(注)	30円	